

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第67号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第3号ア(ⅴ)」を「第2条第4号ア(ⅴ)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)